

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、たる翌日)

昭和五十六年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

## 目 次

### ◆告

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の変更の認可

公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功の認可

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定(二件)

### ◆公 告

保母試験の合格者

## 告 示

### 鳥取県告示第八百十四号

北条町から申請のあつた町営土地改良(国坂地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十六年九月二日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十六年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県告示第八百十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

鳥取県告示第八百十三号

福部村から申請のあつた村営土地改良(湯山地区農道整備)事業は、土

昭和56年9月8日 火曜日

## 鳥取県公報

昭和五十六年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 しゆん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所  
境漁港管理者 鳥取県鳥取県知事平林鴻三

鳥取市東町一丁目二二〇番地

二

埋立ての免許の年月日及び番号

昭和五十五年五月二十三日 鳥取県指令受漁港第百五十三号  
しゆん功認可の年月日

昭和五十六年九月三日

四 埋立区域

(一) 位置

境港市昭和町九番一地先公有水面

(二) 区域

①の地点と②の地点とを結ぶ昭和三十九年三月九日付受港管第十号  
の免許に係る埋立区域と公有水面との境界線 (D・L+O・六〇メー  
トル)、②の地点から③の地点及び④の地点を通り⑤の地点に至  
る昭和五十一年二月九日付鳥取県指令受河第一号の免許に係る埋立

区域と公有水面との境界線 (D・L+O・六〇メートル)、⑥の地  
点と⑦の地点とを直線で結んだ線並びに⑧の地点と①の地点とを直  
線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 高尾山三等三角点(北緯一三三度一四分五・二三八秒東經  
三五度三分三四・二六二秒)から一三七度五一分九秒二、

四二〇・五〇メートルの地点(以下「④地点」という。)か  
ら二〇六度〇〇分五六・九メートルの地点

②の地点 ④地点から二四六度三〇分一四一・八〇メートルの地点  
③の地点 ⑤地点から一五〇度〇〇分一三九・〇〇メートルの地点  
④の地点 ⑥地点から一四八度〇〇分一二五・三〇メートルの地点  
⑤の地点 ⑦地点から二六七度五〇分一一〇・一〇メートルの地点  
⑥の地点 ⑧地点から三五六度五〇分六・一〇メートルの地点

(三) 面積

五、七四四・一五平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

境港市役所

## 鳥取県告示第八百六十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年  
法律第百号)附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定に  
より告示する。

昭和五十六年九月八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十六年三月三十一日 鳥取県指令受都計第十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

3 昭和56年9月8日 火曜日

## 鳥取県公報

倉吉市清谷字小幣及び字小幣沖

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町三五  
一

株式会社湖東商事

代表取締役 森本和夫

## 鳥取県告示第八百十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十六年九月八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十六年九月八日

鳥取県知事 平林鴻三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市東倉吉町七一番地三 原田豊次郎	市庵道西一二一八の一部、一一一九一六、一一二二一五及び一一二二一八並びに一一九一六、一一二二一五及び一一二二一八地先水路	幅員 四・三一～四・六〇 メートル
		延長 三九・二八メートル
		三二・八〇メートル

昭和五十六年九月八日

鳥取県知事 平林鴻三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
山口県岩国市新港町二丁目六番二号 株式会社新陽	米子市旗ヶ崎字長瀬谷西一 一九〇一一の一部	幅員 四・一〇～九・〇〇 メートル
代表取締役 秋月桂		延長 三九・二八メートル

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

## 鳥取県告示第八百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十六年九月八日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

昭和56年8月4日から同月7日までの間に実施した保母試験の合格者は、次のとおりである。

昭和56年9月8日 火曜日

## 鳥取県公報

昭和56年9月8日

鳥取県知事 平 鶴 三

岡野 直子	築沢 雅子	中村多佳子	中瀬 孝子	太田かほり
橋本 慶子	上井 照栄	伊藤 広美	亀尾千代美	生原 美幸
湯谷 栄樹	石田 康子	門脇 洋子	平田泰津子	水口裕美子